

第24期第36回長沼町農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年6月23日 午後1時30分から午後1時50分まで

2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

3 出席委員（14人）

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁平	由
	4番	矢田	和征	5番	阪	平人	
	6番	大橋	豊幸	7番	中村	徹	
	9番	玉手	豊典	10番	高宮	浩之	
	11番	成田	正夫	12番	山田	政	夫
	13番	窪田	秀治	14番	大杉		

4 欠席委員

8番 荒井 一博

5 付議事項

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 〃 2 会務報告
- 〃 3 議案第 1 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 〃 4 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 〃 5 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 出席職員

事務局長 市村 智継
農地係長 田中 聰

7 会議概要

別紙のとおり

局 長

定刻となりましたのでただ今より第36回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長

本日は、お忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。

今年の農作物状況については、6月上旬には降水量が平年より多く、日照時間が少なかったですが、作物についてはおおむね順調であると聞いております。なお、普及センターによりますと、稻作は平年並み、秋まき小麦、大豆共に3日早いのですが、玉ねぎにおいては1日遅れているとの情報あります。

さて、我々第24期の農業委員は来月をもって任期満了となり、残すところ今月の総会と来月7月の総会が最後となります。皆さんにおかれましてはコロナ禍により色々行動制限が余儀なくされた3年間ではありご不便をおかけしましたが、最後までご健康に留意して活動していただければと思います。

なお、今月の総会は、議案5件を予定しております。慎重にご審議いただきますようようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。

議 長

それでは、ただ今から「第36回長沼町農業委員会総会」を開会します。ただ今の出席委員数は、14人であります。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

会議規則第9条の規定により、13番窪田委員及び14番大杉委員を指名いたします。

日程第2、「会務報告」を行います。

会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で会務報告を終わります。

日程第3、「議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をします。

第24期第36回長沼町農業委員会総会

令和 5年 6月 23日 2

局 長	案件は1件で、農地保有合理化事業に向けた、契約内容の変更に伴う合意解約が1件です。
議 長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
事 務 局	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。
委 員	申請場所が何区か確認したい。
事 務 局	■の土地です。(図面提示)
議 長	その他質問はありますか。
委 員	(な し)
議 長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第1号について、通知書のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
委 員	ありがとうございます。
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。
局 長	次に日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	事務局から概要の説明をします。
事 務 局	農地法第3条の規定による許可申請は4件で、破産物件の売買によるものが1件、法人の農地の拡大による売買1件、及び賃貸借が1件、法人設立に伴う賃貸が1件でございます。
議 長	以上で概要の説明を終わります。
事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
議 長	以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
議 長	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議 長	それでは、受付番号1番について、3区担当の矢田委員から、受付番号2

	番については12区担当の中村委員、受付番号3番については21区担当の大橋委員、受付番号4番については29区担当の高宮委員からそれぞれ現地調査の報告をお願いいたします。
委 員 矢田委員	(現地調査の報告) 4番の矢田です。 受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。 この申請については、■■■の農地で場所は町道■■■と■■■道路の交差点から南東側に位置し、農地所有者の破産手続きが開始されたため、農地の売買により所有権移転が行われたものです。もともと農地部分については譲受人が耕作しております、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
中村委員	7番の中村です。 受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。 この申請については■■■の農地で、4月に申請のあった営農型太陽光発電所設置場所に隣接した農地であります。 この農地は4月に申請した法人と同じであり、隣接した農地を購入し同じ牧草を作付けする予定であり、作業効率や経営安定を目的とするものであるため、特段、問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
大橋委員	6番の大橋です。 受付番号3番について、現地調査を実施いたしました。 この申請は■■■の農地で、農業法人化により、更なる経営の安定を図るため、法人へ農地の移動を行うものであり、いずれも問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
高宮委員	10番の高宮です。 受付番号4番について、現地調査を実施いたしました。 この申請は■■■の農地で、先月の総会で農業法人化及び賃貸の申請が行われた申請者であり、経営の安定を図るために更なる農地の移動を行うものであり、いずれも問題はないものと思います。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。

	ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。
委 員 事 務 局	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 申請番号1番について3条で申請だが集積を使わなかったのか。 破産物件につき管財人管理の中で競売等の裁判所による手続きにより売買されたものです。集積は売主に所得税控除等のメリットがあるものであるが競売物件については管財人が管理しており3条での申請に至ったと考えます。
議 長	その他質問はありますか。
委 員	(なし)
議 長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委 員	議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 長	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。
局 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	日程第5、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
局 長	事務局から集積の概要を説明します。
議 長	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は7件で、売買が4件、賃貸借2件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用賃借が1件でございます。
事 務 局	以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年6月16日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。
議 長	以上で概要説明を終わります。
事 務 局	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)
	以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長

以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。

委 員

ただ今、議案第3号について、事務局から説明がありました。

議 長

これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

(な し)

委 員

無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議 長

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。

委 員

以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

議 長

その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいいたします。

(な し)

局 長

無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。

(連絡事項)

会 長

閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。

(閉会挨拶)

以上をもちまして、「第36回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。

御苦労さまでした。